



平成21年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 利 根 忠 博



さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額について（報告）

平成21年10月7日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について各委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

(主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する際は、他の政令指定都市の改定状況や、本市一般職職員の給与改定の状況を考慮する必要があること。
- ・ 平成21年本市人事委員会勧告において、一般職職員の月例給は0.19%の引下げであったが、前回の改定時には、それまでの一般職職員の給与改定率を累積し、引下げ改定を行った経緯があること。
- ・ 一般職職員が引下げ改定であるなら、市のトップも引下げをすべきであること。
- ・ 現行の各政令指定都市の特別職職員の給料等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っており、おおむね適正かつ妥当なものと思われること。
- ・ 人事委員会勧告における一般職職員の特別給については、0.35月分の引下げであり、改定幅が大きいため、特別職職員もそれにならうべきであること。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、
現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、月
例給については『改定を見送るべき』と、特別給については『引下げの改定をす
べき』との結論に達しました。